

登山計画審査会設置要綱

（目的）

第1条 県立学校等が教育活動の一環として実施する登山（大会や講習会等を含む）の安全確保を期し、参加する生徒等が安全に登山活動を行うための登山計画の事前審査や必要に応じた助言等を目的として、登山計画審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 審査会は、前条の目的を達成するため、以下に掲げる事項を所掌する。

- （1） 県立学校長から提出された登山計画の審査に関すること。
- （2） 栃木県高等学校体育連盟会長及び私立高等学校長から提出された登山計画に対する助言に関すること。
なお、助言は必要に応じ行うことができるものとする。
- （3） 全国高等学校体育連盟及び関東高等学校体育連盟が主催する大会の参加に関すること。
- （4） その他、前条に掲げる登山の安全確保を期する上で審査会における検討等が必要と教育長が認める事項に関すること。

（組織）

第3条 審査会は別表に掲げる機関、団体等から推薦された者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- 2 委員は、教育長が委嘱する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任することができる。

（委員長）

第5条 審査会に委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

- 2 委員長は審査会の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（定足数）

第6条 審査会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

（意見の聴取）

第7条 委員長が必要と認めたときは、審査会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第8条 審査会の庶務は、教育委員会事務局学校安全課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則
この要綱は、平成 30（2018）年 4 月 17 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 4（2022）年 6 月 2 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 5（2023）年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 5（2023）年 6 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 6（2024）年 4 月 12 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 8（2026）年 5 月 11 日から施行する。

別表 登山計画審査会構成機関、団体一覧

機関、団体等	委員数	備 考
栃木県山岳・スポーツクライミング連盟	3	
日光市山岳遭難防止対策協議会	1	
那須山岳遭難防止対策協議会	1	
全国高等学校体育連盟登山専門部	1	
栃木県高等学校体育連盟	2	
栃木県危機管理防災局消防防災課長	1	
栃木県教育委員会事務局健康体育課長	1	